

住民監査請求監査

(地方自治法第242条)

(平成31年4月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第1号

平成31年4月26日

東大阪市監査委員	柴田敏彦
同	牧直樹
同	山崎毅海
同	中西進泰

住民監査請求に係る監査結果について（公表）

地方自治法第242条第4項の規定に基づく住民監査請求（受付第1509号）に係る監査結果を別紙のとおり公表します。

第1 結論

本件請求の以下の公金支出のうち、1 から 9 までは却下し、10 から 16 までは棄却する。

1	平成 26 年 8 月 28 日支出	平成 26 年度首長会議会費	10,000 円
2	平成 26 年 9 月 24 日精算	首長会議への出席旅費	41,460 円
3	平成 26 年 9 月 24 日精算	首長会議への随行旅費	40,960 円
4	平成 27 年 4 月 21 日支出	平成 27 年度首長会議会費 1	10,000 円
5	平成 27 年 9 月 4 日支出	平成 27 年度首長会議会費 2	10,000 円
6	平成 28 年 5 月 12 日支出	平成 28 年度首長会議会費	20,000 円
7	平成 29 年 8 月 2 日支出	平成 29 年度首長会議会費	20,000 円
8	平成 29 年 8 月 16 日精算	首長会議参加費	5,000 円
9	平成 29 年 12 月 7 日精算	首長会議勉強会費	5,000 円
10	平成 30 年 3 月 9 日精算	首長会議行事参加費	5,000 円
11	平成 30 年 5 月 17 日支出	平成 30 年度首長会議会費	20,000 円
12	平成 30 年 6 月 4 日精算	首長会議行事参加費	5,000 円
13	平成 30 年 7 月 20 日精算	首長会議総会参加費	5,000 円
14	平成 30 年 8 月 21 日精算	首長会議意見交換会参加費	5,000 円
15	平成 31 年 1 月 9 日精算	首長会議行事参加費	5,000 円
16	平成 31 年 3 月 12 日精算	首長会議行事参加費	5,000 円

第2 監査の請求

1 請求人

丁 章

2 請求書の提出

平成 31 年 3 月 7 日

3 請求の要旨

- (1) 東大阪市長が会員となっている教育再生首長会議は、私的な任意団体であり、同会議への加入及び総会等への出席は公務ではなく、これらの費用を公費で支出したことは違法又は不当な公金の支出であり、同市長に対し、同市が被った損害総額 212,420 円の返還を求める。
- (2) 請求の具体的な内容の要旨（請求人の記載内容を要録）

第1 請求の要旨

1 野田義和市長が、教育再生首長会議の会費及び総会、会議等に参加するための費用が2014年4月1日から2019年2月12日までの間に公費から支出されている。教育再生首長会議は私的な任意団体であり、それへの加入及びその総会や会議等への出席は公務ではない。よって、監査委員は市長に対し、その旅費及び会費等を返還するよう勧告されたい。

2 教育再生首長会議の私的団体性、任意団体性

(1) 教育再生首長会議は、2014年6月2日に設立された私的な任意団体である。同会の規約によれば、「教育現場をあずかる基礎自治体の首長が相互に連携し、2006年に改正された教育基本法の理念・目標を実現する中で、我が国の教育再生の先導的役割を率先して果たしていくことを目的」として（規約第2条）、「本会の趣旨に賛同する基礎自治体（市区町村）の長（以下、会員）で組織」されている（同第3条）。

2018年6月4日教育再生首長会議総会の資料によれば、同会の会員は全国で131人、いずれも保守系の市町村長有志であり、大阪府下で同会に参加しているのは4首長に過ぎない。会員が一部の市町村長に限定されているのは、同会の私的団体性、任意団体性の証左でもある。

(2) 同会の事務局は、設立時から日本教育再生機構（私的団体である）が事実上担っており、毎年事務局委託費が支払われていた。事務局委託費は当初年額120万円であったが、2015年度総会で360万円に引き上げられ、実際に支給された事務局委託費はこの間で約1,220万円にのぼり、同会の年間収入の7割程度に相当する額と言われている。

同会の事務局を担っていた日本教育再生機構は、「新しい歴史教育をつくる会」の分裂によって、2006年に発足した私的団体である。役員には特定の教科書の執筆、編集関係者が複数含まれ、同教科書の採択拡大を活動の柱に位置付けている。

ちなみに2018年1月24日に開催された同会の会議で、特定の中学校道徳教科書の「御案内」文のみが配布され、その採択が推奨された。当該教科書会社の顧問は、日本教育再生機構の理事長である。

- (3) 以上述べたところによれば、教育再生首長会議は、特定の教科書採択を目的とする日本教育再生機構の活動及び財政を全面的に援助、支援するための組織であると言わざるを得ない。

3 本件支出の違法性、不当性

- (1) 教育再生首長会議の経費は、同会の規約によれば「会員がこれを負担」するとなっており（第 12 条）、「会員」個人の負担と明記されている。これは同会の私的団体性及び任意団体性から当然のことである。したがって、同会の設立時からの会員である野田義和市長においても、同会の会費及び同会の総会や会議へ出席するための旅費、交通費は市長個人が負担すべきものである。

- (2) しかるに 2019 年 2 月 26 日に公開された「公文書部分開示決定通知書」によれば、野田義和市長が個人として負担すべき教育再生首長会議の会費及び総会や会議等に参加するための費用が、東大阪市の公費（一般会計）から支出されていたことが判明した。すなわち上記の通知書によると、2014 年 4 月 1 日から 2019 年 2 月 12 日までの間に、野田市長が個人として負担すべき同会の会費並びに市長及び同行職員が総会や会議等に参加するための旅費、交通費等を公金から支出した金額は、総額 212,420 円となっている。

市長個人が負担すべき費用が公金から支出された事実は、法律的な根拠を欠く違法支出であるばかりでなく、公金の支出により特定の教科書採択を支援、援助するもので、教育委員の任命権を有する市長によって、教育の中立性、公平性を著しく侵害する不当な行為でもある。

実際のところ東大阪市では、2011 年、2015 年の二度にわたる中学校公民教科書が、野田市長の不正介入疑惑を伴う形で採択された。また、野田市長は教育再生首長会議の設立時から幹事を務め、2017 年 6 月 5 日より会長に就任している。つまり野田市長は教育再生首長会議から日本教育再生機構に事務局委託金が支出されていることを当初から知る立場にあり、その中心人物だと言える。教育再生首長会議の会長である野田市長は、東大阪市公金不当支出はもとより、全国の首長から集めた公金を特定の私的団体である日本教育再生機構へ不当に支出し、特定の教科書採択への不当支援をした責任者で

あり、その公金不当支出の責任は東大阪市においてのみならず全国的にも重大である。

- (3) 以上によれば、野田市長による上記公金の支出は、地方自治法第 242 条でいう「普通地方公共団体の長」による「違法若しくは不当な公金の支出」に該当することは明白である。

よって、請求人らは、東大阪市監査委員に対し、地方自治法第 242 条に基づき、野田義和市長に対して、東大阪市が被った上記の損害総額 212,420 円を補填するために必要な措置（返還請求）を講ずべきことを請求するものである。

4 正当な理由の存在

今回の公金の支出には、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したものもある。

しかし、教育再生首長会議のために支出された公金が、日本教育再生機構に流れていたことについては、これまで野田市長から市民に説明されたことはなく、また、東大阪市議会においても議題となったことは全くない。請求人らは、2018 年 7 月 15 日付けの沖縄タイムス紙の報道によって、教育再生首長会議にかかわる費用が公金から支出されていることを初めて知ったのである。そして、その具体的内容は、上記の 2019 年 2 月 26 日付けの「公文書部分開示決定通知書」によって判明したものである。

よって、本件監査請求において、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過した公金支出についても、自治法第 242 条第 2 項ただし書きでいう「正当な理由」があるものだと言わざるを得ない。

(3) 事実証明書一覧

- ① 公文書部分開示決定通知書（平成 31 年 2 月 26 日付け、東大阪市指令公第 6 号）の写し
- ② 東大阪市長の教育再生首長会議に関する公金支出一覧（2014 年 4 月 1 日～2019 年 2 月 12 日分）
- ③ 教育再生首長会議への出張旅費に係る支出負担行為書兼支出命令書及び特別旅費支給内訳書の写し（平成 26 年度分、各 2 枚）
- ④ 教育再生首長会議の会費に係る支出命令書及び請求書の写し（平成 26 年度～平成 30 年度、各 6 枚）

- ⑤ 教育再生首長会議への参加費に係る領収書の写し（平成 29 年 7 月～平成 31 年 1 月、計 8 枚）
- ⑥ 2018 年 1 月 24 日開催の教育再生首長会議で配付された文書（御案内）
- ⑦ 公文書部分開示決定通知書（平成 30 年 3 月 28 日付け、東大阪市指令公第 9 号）の写し
- ⑧ 教育再生首長会議の平成 27 年度総会議事次第、平成 26 年度決算書、今後の負担金等の考え方（案）
- ⑨ 沖縄タイムス 2018 年 7 月 15 日付け報道記事
- ⑩ 沖縄タイムス 2018 年 7 月 16 日付け報道記事

第 3 請求の受理

本件請求は、所定の要件を具備しているものと認め、平成 31 年 3 月 25 日付けでこれを受理した。

第 4 監査の実施

本件請求について、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

請求人より提出された請求の要旨は、東大阪市長（以下「市長」という。）が会員となっている教育再生首長会議（以下「首長会議」という。）は、私的な任意団体であり、同会議への加入及び総会等への出席は公務ではなく、これらの費用を公費で支出したことは違法又は不当な公金の支出であり、市長に対し、市が被った損害総額 212,420 円の返還を求めるものである。

このことから、公金の支出に係る財務会計上の行為の違法又は不当性の有無を監査対象とした。

2 監査対象部局

市長公室

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して平成 31 年 4 月 10 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から新たな証拠が提出されるとともに、請求人及び陳述を委任した 3 人が出席し、以下のとおり陳述が行われた。

【追加提出資料（平成 31 年 4 月 10 日受理）】

- ① 住民監査請求陳述書（請求要旨の補足）
- ② 東大阪市議会平成 28 年第 4 回定例会本会議 会議録抜粋
- ③ 東大阪市議会平成 29 年第 3 回定例会本会議 会議録抜粋
- ④ 警察庁公開 現金送付型振り込め詐欺被害関係住所一覧
- ⑤ 首長会議出席者名簿（平成 26 年 6 月～平成 30 年 1 月、計 7 回）
- ⑥ 住民監査請求に係る監査結果公表（平成 30 年 10 月 30 日、石垣市監査委員告示第 2 号）
- ⑦ 首長会議に関する市長の名が記載された記事等（計 3 件）

【陳述の要旨】

市長は平成 26 年 6 月 2 日の首長会議の設立時から幹事、平成 29 年 6 月 5 日からは会長を務めており、同会議事務局について最もよく知りえる立場にあることは明らかである。しかしながら、東大阪市議会（以下「市議会」という。）での答弁によれば、市長は事務局の具体的な実態を把握していないとの旨の答弁を繰り返している。

平成 28 年第 4 回定例会本会議（平成 28 年 12 月 5 日）での上原議員の質問に対して、市長は「首長会議が日本教育再生機構（以下「再生機構」という。）の中にあることを承知していなかったことについて言及をされましたが、私自身は正確にどこにあるかということをも今の時点で資料もございませんので、承知をしていなかったということでございます。規約の中でそうであればそうなのかと思えます」と答弁しているが、平成 27 年度首長会議総会の資料 2-4「首長会議の今後の負担金等の考え方（案）1.事務局の現状と運営費」には、「現状は、事務局長と再生機構の事務所スタッフが協力して首長会議を運営している」と明確に表記されており、「今の時点で資料もございませんので、承知をしていなかった」というのは信用し難く虚偽に等しい。また、会費及び会議参加のために公金を支出するに当たっては、このことを当然把握していなければならないし、もし看過していたとするなら、特定の教科書を支援する団体である再生機構に公金流用することを見逃した重大な過失又は不当な公金支出である。市長と思想を同じくする特定団体への公金流用は不公正な公金支出であり、なおかつ市に不利益と損害をもたらす支出だと言える。

平成 29 年第 3 回定例会本会議（平成 30 年 3 月 13 日）においては、上原

議員の質問に市長は、「首長会議の事務局は教育再生を進める全国連絡協議会の事務局も務めているが、どう思うかについての御質問でございますが、首長会議の規約に、事務局は教育再生を進める全国連絡協議会に置くとなっておりますが、首長会議の事務局に確認したところ、教育再生を進める全国連絡協議会と再生機構は、現在活動もしておらず実態もないとのことで、規約の変更をする手続を行っているとのことであります」と答弁している。これは首長会議事務局について市長が首長会議の会長として実態がないことを把握していたということであるが、平成 31 年 3 月 13 日に開かれた平成 31 年第 1 回定例会本会議において、上原議員が「事務局運営費に係る人件費、事務所費、光熱費、印刷費、郵送費等の経費の内訳について把握しているか」の質問に対して「事務局について答弁する材料を持ち合わせていない」「詳細を承知していない」との旨の答弁を繰り返した。これらの答弁がもし虚偽でないとするならば、市長は首長会議会長として、事務局運営費等に使われる公金の使途を全く把握していなかったことになり、実際のところは公金が再生機構という市長と思想を同じくする特定団体に流用されたことは事実であることから、市長が公金支出に当たってその使途についての確認を怠ったことにより、市が損害を被ったことは明らかである。

いずれにせよ以上のような市長の矛盾した答弁の数々から考えるに、市長が事務局と再生機構に公金が流用されたことについて把握していなかったとする答弁は全く信用できないし、むしろ公金支出の不当性を認識しているがゆえにそのことを隠蔽しようとしての矛盾した虚偽答弁ではないかと疑わざるを得ない。

平成 31 年 3 月 13 日に開かれた平成 31 年第 1 回定例会本会議において、上原議員が指摘したように、首長会議の現在の事務局所在地の住所はマンションの一室の民間私書箱であり、インターネットでこの住所を検索すれば、平成 27 年には警察庁の公表で「振込詐欺の送付先」として使われていた住所であることがわかる。これは公益とは正反対の、まさに実態の知れない「幽霊事務局」そのものだと言える。このように振込詐欺という犯罪に使われた住所に事務局を構えたことの結果責任は首長会議の会長である市長にあり、この点だけでもいかに市長が首長会議への公金支出の使途に関して精査を怠っているかがわかる。その結果、公益に反するどころ

か犯罪そのものである振込詐欺に使われた住所に事務局を置く首長会議に市の公金を支出する事態となり、そのような市長の特定団体に固執した不公正で無責任な公金支出は、市の名誉を棄損するに充分足り得るものであり、市長の結果責任は決して許されるものではなく、ゆえに首長会議に参加するために支出された公金は市長により直に返還されるべきである。

市長は首長会議に参加することの公益性について、市議会においてこれまで「安倍首相や文科大臣、他の自治体の首長と教育について有益な意見交換ができるから」という旨の答弁を一貫して繰り返している。しかしながら、首長会議の総会等の会議においては、特定の教科書の採択を呼びかける「御案内」が配布された事例に見られるように、会議出席者名簿によれば、再生機構という特定団体や特定の教科書会社の関係者や執筆者が出席している。逆に言えば、その他の教科書会社の関係者はいずれも出席していない。このことから首長会議が特定の教科書会社とだけ関係がある不公正な任意団体であることは明白である。つまり、教科書採択の公平性の観点から見て、特定の教科書だけに関係のある団体に公金を支出することが不公正であることは明白である。

4 監査対象部局に対する調査及び事情聴取

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、監査対象部局である市長公室に対し、関係資料の提出を依頼し、その提出を受けるとともに、平成 31 年 4 月 10 日を始め数次、本件に関して事情聴取を行った。

内容については「第 5 監査の結果」のとおりである。

第 5 監査の結果

1 請求期限経過後の請求に係る正当な理由の有無

(1) 正当な理由

法第 242 条第 2 項において、住民監査請求は対象となる財務会計上の行為（以下「当該行為」という。）のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときはこれを行うことができないと規定されている。一方、同条同項ただし書きにおいて、正当な理由があるときは、例外として 1 年を経過した後であっても監査請求を行うことができるとされている。

この正当な理由の有無は、特段の事情がない限り、当該地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば、客観的にみて監査請求をするに足り

る程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたかと解されるかどうか、また、当該行為を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであると解されている（最高裁平成14年9月12日及び同年9月17日判決参照）。

(2) 請求人の主張

請求人が本件監査の対象と主張する公金の支出（16件）は、【公金支出一覧】のとおりである。

請求人は本件請求「第2、3、(2)、第1、4 正当な理由の存在」のとおり、【公金支出一覧】のうち、①から⑩までについては、法第242条第2項ただし書きに規定する正当な理由が存在すると主張している。

【公金支出一覧】

①	平成26年8月28日支出	平成26年度首長会議会費	10,000円
②	平成26年9月24日精算	首長会議への出席旅費	41,460円
③	平成26年9月24日精算	首長会議への随行旅費	40,960円
④	平成27年4月21日支出	平成27年度首長会議会費1	10,000円
⑤	平成27年9月4日支出	平成27年度首長会議会費2	10,000円
⑥	平成28年5月12日支出	平成28年度首長会議会費	20,000円
⑦	平成29年8月2日支出	平成29年度首長会議会費	20,000円
⑧	平成29年8月16日精算	首長会議参加費	5,000円
⑨	平成29年12月7日精算	首長会議勉強会費	5,000円
⑩	平成30年3月9日精算	首長会議行事参加費	5,000円
⑪	平成30年5月17日支出	平成30年度首長会議会費	20,000円
⑫	平成30年6月4日精算	首長会議行事参加費	5,000円
⑬	平成30年7月20日精算	首長会議総会参加費	5,000円
⑭	平成30年8月21日精算	首長会議意見交換会参加費	5,000円
⑮	平成31年1月9日精算	首長会議行事参加費	5,000円
⑯	平成31年3月12日精算	首長会議行事参加費	5,000円

(3) 事実確認

請求人は本件請求において、平成30年7月15日付けの沖縄タイムス紙の報道により首長会議に係る費用が公金から支出されていたことを初めて知り、本市での具体的内容は平成31年2月26日付け東大阪市指令公第6号公文書部分開示決定通知書に基づき開示された公文書によって判明した

ものと主張している。

一方、本件請求の首長会議への公金支出に関しては、市議会平成 28 年第 4 回定例会中、平成 28 年 12 月 5 日に行われた本会議において、代表質問が行われている。その内容は市長が首長会議に入会し、市民の税金を使って年会費 2 万円を支払っていることや同会議が催す意見交換会などの会費を市長交際費から支出し参加していることなどに対するもので、諸々の質疑が交わされている。

市議会の会議については、法第 123 条において会議録を作成し普通地方公共団体の長に報告するよう規定されており、同定例会の会議録は平成 29 年 2 月 23 日に市長に報告されている。さらに、同会議録は同日、市政情報コーナー、市立図書館、行政サービスセンター等に配架されるとともに、市議会ウェブサイトに掲載され、広く公開されている。

また、市長交際費については、市ウェブサイトにおいて、月ごとに執行日、支出内容、項目、金額が公表され、首長会議が催す意見交換会等への参加費についても、その執行状況が掲載されている。

(4) 正当な理由の有無及び本件請求の監査対象

正当な理由のうち、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたかと解されるかどうかについてみると、本件請求の首長会議への公金支出については、市議会では質疑が交わされ、その会議録がウェブサイト等で広く公開されていることから、これをもって当該行為の存在及び内容を知ることができたと解することができる。

次に、当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかについてみると、本件請求で請求人が正当な理由があると主張する【公金支出一覧】①から⑨までについては、当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から 2 年以上経過した後に行われている。

相当な期間については、当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から 4 か月経過後に提起された請求は相当な期間内にはない（最高裁昭和 63 年 4 月 22 日判決参照）とされており、本件請求はこれを経過している。

以上のことから、本件請求は法第 242 条第 2 項ただし書きに規定する正

当な理由が存在するとは認められず、本件監査対象は財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過していない(2)【公金支出一覧】中、⑩から⑯までの合計7件、50,000円とする。

2 事実確認

(1) 財務事務の違法又は不当性

本件請求の監査対象とした公金の支出について、これが財務規則等にのっとり適正に行われているかどうかについて、以下のことを確認した。

首長会議の会費については、「第5、1、(2)【公金支出一覧】」中、⑪がこれに該当する公金の支出で、歳出科目(節)「負担金、補助及び交付金」で執行されていた。

首長会議への総会及び各種参加費については、「第5、1、(2)【公金支出一覧】」中、⑩及び⑫から⑯までの6件がこれに該当する公金の支出で、これは地方自治法施行令第161条第1項及び財務規則第41条第1項に規定する資金前渡を行ったうえ、歳出科目(節)「交際費」で執行されていた。

当該支出事務及び資金前渡事務を確認したところ、前渡資金の精算において短期間ではあるものの同規則に規定する期日を遅延しているものや一部軽易な記載誤りが見受けられたものの、これら以外の事務については同規則等の規定にのっとり、適正な起案決裁処理等を経たうえで支出されていた。

(2) 首長会議に係る費用を公金で支出することの違法又は不当性

ア 首長会議の会費

首長会議の会費は、歳出科目(節)「負担金、補助及び交付金」で支出されている。この負担金、補助及び交付金は、負担金、補助金、交付金の3つに区分され、同会費は負担金として支出されている。

負担金は、法令又は契約等により地方公共団体が負担するもので、特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部を負担するものである。また、任意に各種団体を地方公共団体が構成している時に、当該団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支出することもこれに含むと解されている。

首長会議は、規約第2条(目的)で、平成18年度に改正された教育基本法の理念・目標を実現する中で、教育再生の先導的役割を率先して果たし

ていくことをその目的に掲げている。また第 5 条（事業）で、その目的を達成するため、以下の 7 つの事業を掲げている。

- ① 教育基本法の理念・目標を実現するための事業
- ② 「ふるさと教育」、偉人教育に関する調査・研究
- ③ 先進的な教育の取組事例に関する調査・研究
- ④ 道徳・歴史・公民教育に資する調査・研究
- ⑤ 適正かつ公正な教科書採択に関する調査・研究
- ⑥ 本会からの広く関係機関等への情報発信・政策提言
- ⑦ その他目的達成に必要な事業

さらに、第 3 条（組織）で、同会議はその趣旨に賛同する基礎自治体の長及びその経験者で組織するとしており、その会員数を見ると、平成 26 年度の設立当初は 69 人であったが、平成 30 年度総会時は 131 人となっている。

首長会議の会費は、規約第 12 条（経費）で、年額 20,000 円（平成 26 年度は 10,000 円）と定められている。市長公室においては、同会費の支出について、同会議の規約や活動内容、加入要件等を確認したうえで、これが基礎自治体の長又はその経験者で組織され、教育に関しての勉強会や教育施策の事例に関する調査・研究を行うことにより教育行政の新たな発想・発展につながることから、公益性があると判断しこれを公務と認め、予算編成を所掌する財務部に対し、同金額で予算要求を行い、予算措置がなされたうえで支出したものとしている。さらに、加入要件については、首長会議の趣旨に賛同する全国の基礎自治体の長又はその経験者を対象としており、一部の市町村長に限定されているものではないとしている。

イ 首長会議の総会、行事等への参加費

首長会議では、毎年 5 回程度、総会や行事等が行われ、1 回あたり 5,000 円の参加費が、歳出科目（節）「交際費」で支出されている。

交際費は、地方公共団体の長又はその他の執行機関が、行政執行上、あるいは当該団体の利益のために当該団体を代表し外部とその交渉をするために要する経費であって、その趣旨からして、一般的には当該団体の長がその必要性のために費消するものとされている。

市長公室では、これを踏まえ「市長交際費の支出基準」を策定し、支出先、支出区分及び支出額の基準を定めている。

市長公室においては、本件監査対象の総会や行事等への参加費は、同支出基準第2条第1号に規定する本市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるものに該当し、さらに同支出基準第3条第1号に規定する市長等が市を代表して行政の円滑な執行のため対外的折衝に要する経費としての会費等に該当するものとしている。

また、総会や行事等への参加は、内閣総理大臣への表敬訪問を始め、文部科学大臣や同省幹部職員との意見交換、同職員による講演会、様々な基礎自治体の長との情報交換など、本市の教育行政の推進にも寄与するもので、有益性があるとしている。

3 判断

本件請求に係る監査は、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過していない7件の公金の支出を対象に実施した。

(1) 公金の支出に係る財務事務について

監査の対象とした公金の支出に係る財務事務については、所定の起案決裁処理等規定の手続を経たうえで支出されており、違法又は不当性は認められない。

(2) 市長が構成員である各種任意団体に対する公金支出について

対象となる任意団体に対し公金を支出しようとする場合、まず、市長公室において当該団体の規約や活動内容、加入要件等を総合的に勘案し、市にとっての公益性、有用性を判断することになる。

本件請求の首長会議についても同様に、市長公室において規約や活動内容等を確認したうえで、組織として公益性、有用性を認め、予算編成を所掌する財務部に対し予算要求を行い、予算案に計上され、市議会の承認を経て執行されたものであり、その手続きに違法又は不当性は認められない。

また、市長公室の判断については、同会議の規約や会報、他市のホームページ等から、130名余の首長、元首長が構成員となって定期的に会議が行われていること、文部科学大臣との意見交換会や同省幹部職員による講演会が催されていることなどから、教育行政の推進に寄与するという市長公室の評価も不合理とは言えず、公益性、有用性を否定することには無理があることから、違法又は不当性は認められない。

加えて、請求人が本件請求で、首長会議が私的な任意団体であることから公費支出が認められないとすることについては、任意団体というだけで

公費支出が禁止されるといった理由はなく、また、私的な任意団体との指摘も、前記のとおり公益性、有用性を否定することには無理があることから、その理由は認められない。

なお、請求人は、首長会議の事実上の事務局が特定の教科書採択を目的とする組織である等として、事務局に問題があると主張するが、公金の支出の違法又は不当性の判断にあたっては、同会議自体がどのような活動をしているかによってこれを判断すべきであると思料する。

4 結論

以上のことから、市長公室が首長会議に対し公金を支出したことに違法又は不当性は認められず、その公益性、有用性も認められることから、本件監査対象とした7件の公金の支出については理由がないので、これを棄却する。

また、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したその他9件の公金の支出については正当な理由が存在すると認められないことからこれを却下する。